

作業実施手順フロー図

R7.6版

【関係法令等に基づく手続】→マニュアル2～3p

手続の種類	国立公園事業	
	執行済	未執行
自然公園法に基づく 許認可	要手続の場合は執行者が主体となり実施 ⇒ 作業内容について執行者へ相談	要手続の場合は作業者が主体となり実施 ⇒ 作業内容について環境省へ相談
土地所有者/管理者の許可や同意	事業執行者＝土地管理者 ⇒ 作業内容について執行者へ相談	作業者が主体となり許可等を得る ⇒ 作業内容について土地所有者／管理者へ相談
他法令に基づく手続 (保安林、文化財)	手続要否の確認を含め、執行者と相談のうえ対応	手続要否の確認を含め、作業者において対応

作業前【P】

【作業の事前登録・検討、事後報告・検証】→マニュアル3～5p

- ・事前検討案件：①～⑤が必要 ・事後検討案件：①・③～⑤が必要
- ・報告のみ案件：③～⑤が必要
- ・提出や対応は、事業執行者/業務発注者/作業者のいずれも可能

① 作業計画案件登録様式【別紙1】の記入、提出【P】

事務局での集計

② 作業計画書様式【別紙2】の作成、提出【P】

検討会での事前評価・検討

作業の実施【D】

③ 作業結果報告様式【別紙3】の作成、提出【D】

- ◇内容が同等であれば別様式、動画等による提出でも可能
- ◇状況により、検討会や事務局での記録作業を併せて実施

④ 事後検証、情報共有【C】

- ・検討会での事後評価・検証(事前検討案件＋選定された案件)
- ・登山道部会での報告共有

⑤ 検証結果への対応【A】

- ・検証により修正作業が必要な場合は、業務発注者や作業者が必要な対応を実施する

提出先は、大雪山国立公園連絡協議会・登山道補修技術検討会事務局(環境省)。不明点等は随時、事務局にご連絡下さい。

作業【D】

作業後【C&A】